



(平成28年9月24日開催のセミナー)

退院に向けた住環境整備

<セミナーに先駆けて、スライドの一部を公開します!> ②

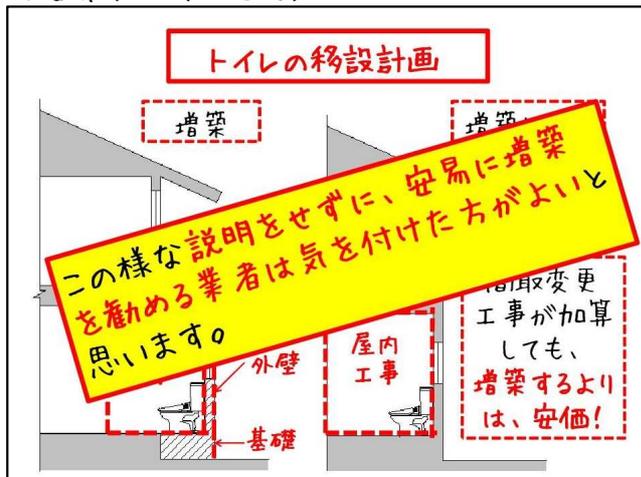
<第二章につきまして>

続きまして、
第二章の介護保険以外の補助制度についても、紹介したいと思います。

2.では、介護保険以外のリフォーム補助について触れていきます。

例えば、介護保険住宅改修の枠を使い切った方への住環境整備の提案などに対して、有効だと思います。

<増築につきまして>

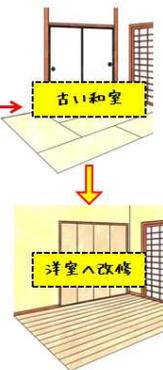


左記の内容は少し脱線しますが、「増築の考え方」について、触れます。

一般的に「小規模の増築」であれば安易に考えてしまいがちですが、建築士の立場として、注意点やデメリットを説明したいと思っています。

<対象工事の説明>

対象工事	
補助対象・補助対象外となる主なリフォーム工事(例)	
対象	リフォーム等の工事内容
1	○ 屋根の葺き替え、塗装など
2	○ 外壁の張替え、塗装など
3	○ 壁や床の張替え、塗装など
4	○ サッシの取替え、ガラスの取替え
5	○ 畳の表替え又は取替え
6	○ 換、障子の張替え
7	○ 手摺りの設置
8	○ 台所の改修
9	○ 浴室の改修
10	○ 段差解消
11	○ 便所の改修
12	○ 雨樋等の修理など
上記のリフォームに関わる撤去費は対象	



本題のリフォーム補助制度の話に戻り、住環境整備に関係の深い対象工事について、説明致します。

その後、「申請の流れ」について詳しく触れていきます。
(介保の住改との違いなど...)

来月初旬も、この続きを掲載します!